

令和2年(2020年)8月27日

## 新越谷・南越谷駅周辺エリアにおける新型コロナウイルス感染症対策事業の実施 (新型コロナウイルス感染症対策推進宣言ステッカーの配布について)

本市では、新越谷・南越谷駅周辺エリアにおける接待を伴う飲食店でのクラスター発生を受けて、南越谷商店会、新越谷西口商店会及び接待を伴う飲食店関係者と連携し、当該エリアにおける感染拡大防止対策に取り組んでおります。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動との両立を図るため、当該エリアの事業所(店舗・施設等)に感染症対策に率先して取り組むことをお願いするとともに、利用する皆さんに感染症対策を推進している事業所を分かりやすくお伝えすることを目的として、令和2年9月1日より、国が公表している業種別ガイドラインを遵守し、彩の国「新しい生活様式」安全宣言を行う事業所を対象に「新型コロナウイルス感染症対策推進宣言ステッカー」を配布いたします。

### 記

#### 1. 対象事業所

下記の要件をすべて満たす新越谷・南越谷駅周辺エリアの事業所

- (1)国が公表している業種別ガイドラインを遵守していること。
- (2)彩の国「新しい生活様式」安心宣言に署名し、事業所内に掲示していること。
- (3)埼玉県LINEコロナお知らせシステムに登録し、事業所入口等に掲示していること。
- (4)接待を伴う飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する店舗)については、全従業員がPCR検査を受検していること。
- (5)暴力団、暴力団員又は暴力団関係者が運営する事業所でないこと。

#### 2. 申請方法

申請書に必須事項を記入のうえ、郵送、FAX、メールにて申請。

その他、「越谷市 電子申請・届出サービス」による申請も可能。

※両商店会加盟店については、商店会で取りまとめて申請していただく。

#### 3. 配布方法

両商店会加盟店への配布については、商店会事務局を通じ、感染防止対策の実施状況を確認し、配布する。

商店会未加盟店及び接待を伴う飲食店については、保健所職員が感染防止対策の実施状況を確認し、配布する。

#### 4. 受付窓口

越谷市保健医療部保健所保健総務課

住 所 〒343-0023 越谷市東越谷十丁目3番地

電 話 048-972-5538 FAX 048-973-7534

メール hokensomu@city.koshigaya.lg.jp

#### 5. 申請開始日

令和2年(2020年)9月1日(火)より

#### 6. ステッカー見本



150mm×150mm

#### 7. 注意事項

必要により、保健所職員又は商店会関係者が事業所を訪問し、感染症対策の実施状況等について直接確認を行う。

また、下記のいずれかに該当した場合、ステッカーは直ちに撤去する。

- (1)ステッカーを第三者に貸与、譲渡、販売又は再配布した場合
- (2)配布されたステッカーを加工・編集・改ざんした場合
- (3)法令若しくは公序良俗に違反した場合又はそのおそれがある場合
- (4)他人の権利、財産又は人格的利益を侵害した場合
- (5)その他越谷市が不適切と判断した場合

問合せ 保健医療部 保健所  
保健総務課  
電話048-972-5538